

厚生労働省発保 0325 第1号  
平成 28 年 3 月 25 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
（ 公 印 省 略 ）

### 先進医療の取消しについて

今般、先進医療の施設基準の見直し等に伴い、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成 20 年厚生労働省告示第 129 号）の一部が平成 28 年 3 月 25 日厚生労働省告示第 90 号をもって改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されることとなったところである。

これに伴い、別添 1 に示す先進医療については、平成 28 年 4 月 1 日より保険適用されること及び別添 2 に示す先進医療については、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止されることとなることから、別添 1 及び別添 2 に示す先進医療の届出を行っている保険医療機関に対し、平成 28 年 4 月 1 日より当該先進医療が取り消される旨を速やかに文書により通知されたい。